

平成28年第1回定例会議事日程（第4号）

平成28年3月25日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第2号 吉富町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第12 議案第15号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第16号 平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第17号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第18号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第19号 平成28年度吉富町一般会計予算について
- 日程第17 議案第20号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第21号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第22号 平成28年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第20 議案第23号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第24号 平成28年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第22 請願第1号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願
- 日程第23 議案第26号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

日程第24 議案第27号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

日程第25 閉会中の継続審査の申し出について

平成28年第1回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成28年3月25日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月25日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、山本議員、太田議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第2号から日程第22、請願第1号までの20案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第2号吉富町行政不服審査会条例の制定について、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第7号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について、所管事項、議案第16号平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について、議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算について、所管事項、議案第22号平成28年度吉富町奨学金特別会計予算について、去る3月11日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第2号吉富町行政不服審査会条例の制定についてであります。

質疑では、審査会の審査結果はいつまでに出すことになるのですか。期間は定めなくてよいのですか。審査会とは何を、どういう審査をするのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、審理員が意見書を出し、不服審査会がそれをもとに審査をする。それに期限がないということだが、3カ月以内とかあった方がよいのではないかと意見し、賛成します。一般町民の方に広くわかってもらうためには、イラスト、絵でわかるようなものをつくりながらすることが重要ではないかと希望し、賛成します。

等々の意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

質疑では、条例改正では、「不服申し立て」という文言を「審査請求」に改めるということだが、審査会をつくるのだから、そこには予算は立てなくてもよいのですか。等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、目的としては、より一層の定住化促進のために5年間延長する。効果があったということだが、実数を示してください。

等の質疑がなされ、意見では、定住化促進のために町外からもあり、好評だということがわかりました。ぜひ続けていただきたい。アピールもしていただきたく、賛成します。

等の意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、繰越明許費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の内容説明と支給要件の説明をしてください。地方債補正の変更、公営住宅建設事業債限度額の減額が890万円あるが、事業費別に説明をしてください。補助額（率）、補助対象基準額は幾らですか。何戸分ですか。地方消費税交付金が補正額3,000万円で合計9,000万円となっているが、消費税は8%のうち地方に1.7%がそのままくるのですか。消費税は社会保障費に使うということだが、地方でも社会保障経費に使われるのですか。臨時福祉給付金の支給時期はいつごろですか。支給方法は手渡しですか。社会資本整備総合交付金（町営住宅分）の増額について、事業費、補助対象基準額、補助率の説明をお願いします。建てるのに1軒あたり幾らかかったのですか。地方債現在高に関する調書で、起債に対し交付税の算入見込みはどれくらいですか。

等々の質疑が行われ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、町内巡回バス運行は、交通弱者対策ですが、利用者へのアンケート等で意見聴取したことがありますか。アンケート結果を見て見直しをしましたか。ぜひ地域公共交通会議においてバスの路線を変える、ふやす等を議論に入れてもらいたい。高齢者対策、安心安全な吉富町をつくるためには、交通弱者対策は一丁目一番地と思うが、そのように考えていますか。まち・ひと・しごと創生事業費の需用費の内訳で出産準備応援事業、マタニティBOXの支給について、家にあるものをもらっても第1子、第2子で重なっていくのではないですか。これから出産をすのであろう方々に対して、アンケート、意見聴取を試みたいでしょうか。中身を教えてください。来年度以降は検討の対象になるでしょうか。学力向上推進事業委託料の事業概要の説明をお願いします。寺子屋よしとみは2科目と聞いたが、先生は何人ですか。期間、週の回数、時間帯を教えてください。キッズクラブとは内容は違うのですか。来年度ぐらいからコミュニティスクールを立ち上げ、地域、学校、PTAで見守りたいと議会で言ったと思います。どこかにその事業費が組み込まれているのですか。財政運営は本当に難しいなと思っています。今の財政推移でこのまま移行すると借金財政になるのではないかと危惧していたのですが、先ほど企画財政課長が健全だと、どういうところから健全なのか、具体的に示してもらわないと納得できない。防止策、予防策が予算上あれば示してください。

等々の質疑が行われ、意見では、平成28年度予算には、まち・ひと・しごと創生事業の一環として、出産準備応援事業が上げられている。この事業は本町において子育て世代から支援がほしい、年配者の方からも若い親を応援してやってほしいという意見を議会報告会でもいただいています。また、空き家活用促進事業も上げられており、議会報告会の中でも強く住民から要望された事業であり、このことが始まることに強く評価します。また、広報よしとみが一部カラー化されます。広く住民の方々から赤ちゃんの写真、表紙の成人式の写真等を記念にとっておきたいのでカラーにしてもらいたいとの意見を聞いていたことが実現します。また、町内文化財の大規模修繕や説明看板の新設等、文化財の保護・整備を行うという事業が上がっています。

以上、現町長が就任して以来、全ての事業の見直しということで、緊縮に努めてやってきた我が町におきまして、ここに至って出せる分には出せるという配慮がされているのではないかと評価し、賛成意見とします。

町内巡回バス運行補助金で交通弱者対策は喫緊の問題と捉えて、公共交通会議を立ち上げようと姿勢を示していただきました。課長からも多角的に検討すると言っていただきましたので、ぜひともバス運行がスムーズに利用できるように、前向きな結果が出るように期待しまして、賛成意見とします。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号平成28年度吉富町奨学金特別会計予算についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑等は特になく、意見では、吉富町の学生にとって大変よい事業だろうと思います。ただ、不況のときに卒業なり就職したならば、すぐに返済が待っています。ぜひとも返済の方法を考えていただくことを期待して、賛成意見とします。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第10号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について、所管事項、議案第15号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第17号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第18号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算について、所管事項、議案第20号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算について、議案第21号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第23号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について、議案第24号平成28年度吉富町水道事業会計予算について、請願第1号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願。

去る3月11日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第10号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、省令改正による改正ということだが、付室については町に関係するところが出てくるのですか。保育士のことについては、変更点はないのですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、今後、9月1日において住民基本台帳に登録された翌年4月1日までに満80歳になる方に支給することになり、受領者がふえることで大変よいことだと思うが、他の市町村では引き続き住んでいること等が条例にのっている場合がある、そういうのは要らないのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、支給条件に関して若干矛盾点が拭えませんが、この件に関しては賛成しかねます。

等の反対意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、もとの条例では、居宅介護サービス等を使った方、利用した方が前提だったと思うが、今後そうでなくてもよくなり、緩和されたということですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

所管事項についてページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、松くい虫防除対策費に関して、天仲寺公園の大きな松の木が割れていて危ないように見えるが、検査はしているのですか。別府団地建設工事実施設計業務委託料について、工事費はおおむね10億円ぐらいでコストダウンをということだが、どういう話し合いがあっているのですか。設計変更にお金はかからないのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、前から言っているが、別府団地の内容が不透明なまま設計単価もわからない。本体工事の金額もわからないままどんどん進んでいる。このような予算に賛成するわけにはいきませんので、反対いたします。

等々の反対意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、諸収入、雑入の第三者傷害による納付金は、どのような内容で何件あったのですか。出産育児一時金減額の説明をしてください。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、水洗便所改造助成金は、何件分で幾らになるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ました。

議案第18号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、配水及び給水費、修繕費の下水道工事に伴う配水管仮設の減額説明をしてください。等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算についてであります。所管事項についてページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、身体障害者地域生活支援事業費に自動車運転免許証取得、改造支援があるが、自動車改造助成は10万円助成すると思うが、改造費用は大体どれくらいかかるのですか。仮に100万円かかる人も10万円等一律なのですか。重度障害者医療対策費（他の医療も含む）で、月報用データ提供業務委託が国保連合会にかわるということだが、費用はふえるのですか。これによって職員の仕事量が減るようなことがあるのですか。昭和、わかば、町外私立保育委託料は、保育児の人数の割合ですか。放課後児童クラブ送迎支援委託料の委託先は、どこを予定、想定しているのですか。委託の範囲は小学校の正門から子育て支援センター裏門までだけですか。保健衛生総務費の公用車購入費は、保健師の資格を持った人が乗るので、高齢者や要支援者が何かあった時に対応できる、車椅子補助がついたようなもの、介護が可能になるような車を購入しないのですか。ガン検診委託料の中にピロリ菌抗体検査があるが、検査はどういうものですか。他のガン検診と一緒に受けるのですか。予防接種委託料の中の子宮頸がんワクチンとヒブワクチンの予算は、何件ぐらいを見込んでいるのですか。橋梁定期点検業務委託料の4橋分はどこですか。都市計画基礎調査委託、都市計画図作成業務委託によって町内の指定が変わるようなことがあるのですか。別府団地解体工事費の内容説明をしてください。住宅建設費の移転補償費の移転先はどこですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、療養給付費等交付金が大きく減額になっているが、説明をお願いします。助産諸費の出産育児一時金が10件分上がっている。第4次総合計画の中期計画等で人口増の計画をしているようだが、足りるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の減額の説明をお願いします。これは何名分ですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、地方債の公共下水道整備事業には交付税措置はあるのですか。その場合の率がわかれば教えてください。今期でどれくらいの普及率になるのですか。接続率は何%ですか。公共下水道業務継続計画策定業務委託料の説明をお願いいたします。地方債の年度末見込額が22億6,563万9,000円になっている。今後もふえていくのですか。償還にどれくらいの期間がかかるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号平成28年度吉富町水道事業会計予算についてあります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、予算明細書の工事請負費、消火栓設置工事1カ所の場所はどこですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第1号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願についてであります。意見等は特になく、採決では原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

日程第3. 議案第2号 吉富町行政不服審査会条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第2号吉富町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 吉富町行政不服審査会条例の制定についてを反対討論いたします。

行政処分とは、行政が決定した事象に不服のある住民による不服申請に応える条例です。審査の決定の期限の条項が抜けています。このままでは住民の申請に対し受理のみでタイムリーな回答が提供できないおそれがあると考えられます。

また、審議会委員に客観性を担保する意味でも、第三者委員の参加も考慮すべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、同僚議員が反対の理由を述べられましたけれども、審議の結果を伝える期間を設けることは大事なことだと思います。そのところは不備があるので、ぜひこれを考慮するべきだという意見を添えて賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、委員会の皆さんの意見お聞きしました。私もこれについては若干わからなかったんですが、総務のほうで意見が割れてるということですので、私もこれについては賛成する理由がないので、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第2号吉富町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第7号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第9号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第9号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第10号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第10号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この条例改正案は、保育士の資格要件を緩和する内容を含んでいます。それはとりもなおさず保育の質の低下を意味するものです。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第10号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第11号 吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第11号吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員席2番、山本です。議案第11号吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

一つ、定住する期間を設けないこと。一つ、町長が適当ではない場合支給しないとの独断での受給有無を文言に入れるなど、条件面での問題点が納得できないことから、賛成はできかねると反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第3条の受給資格の喪失というところで疑問を感じております。

まず、敬老金を受領しないまま死亡したときというのが第1項にありますが、この問題については、高齢者の責任ではなく配布する方の都合で受給資格を失うことも想定されます。

それから、2番目のそのほか町長が適当ではないと認めたときというのがあります。このこと

に関しては、説明は「祝い金なので祝うにふさわしくないとき」というものだったと思います。長寿に対して祝うことができないということを私は想定できません。現在ある条例をより充実させたいとの執行部の努力は評価していますが、もう一步精査していただきたいと思います。で、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第11号吉富町敬老金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第12号吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号吉富町在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第13号 吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第13号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 定住化促進条例の一部改正条例、質疑の中で効果があると、非常に有意義だということで5年間の延長の条例改正です。大変効果があるようですので、引き続き執行していただけるように賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号吉富町定住化促進条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第14号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）に対する反対討論を行います。

平成27年度予算には、山王団地建設から別府団地建設の関係費が含まれている。計画段階から議会が具体的な説明を幾度も求めてきたが、具体的な内容は行われず、別府団地建設工事実施設計業務委託料にいたっては、3月の最終であろう補正予算の時点でも建設費の総事業費も不明瞭なままで、予算質疑に対し現段階においても部材の見直し、価格の調節中、と意味不明な答弁に終始し、このままではこの予算を認めることは議会人として到底できない。議会への説明責任を果たさないことは議会軽視も甚だしい。よって、当補正予算第7号に対して、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議席3番、太田です。行政が予算を立てて、英知を結集し施行しようとしていることに何ら問題はありません。老朽化してる住宅の建てかえを一日でも早く実施していただくことをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 一般会計補正予算第7号に関する反対討論を行います。議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）に対する反対討論です。

補正予算には、山王住宅の実態を知った一般住民の感情から大きく乖離した豪華な公営団地との意見が寄せられております。それにも負けないようなエレベーターつき5階建て別府団地建設の関連費用が含まれております。建てかえ計画では、その後、次々と建てられるような計画になっております。計画をぜひとも見直すべきと考えます。同僚議員には、ぜひともこの点を熟慮し、御賛同いただきたいと思っております。

以上、平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）に対する反対といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。補正予算（第7号）に対する賛成討論いたします。

行政の示された説明を理解し、また一日も早い住宅の建てかえを希望し、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この予算案には、町営住宅建設工事関連予算が含まれております。この間の質疑の中で、説明の不十分さを実感いたしました。

また、特に別府住宅の現在の居住者の要望を取り入れたものであるかどうかという疑問が払拭

できません。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第14号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第15号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第15号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第16号 平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算(第1号)について

て

○議長(若山 征洋君) 日程第13、議案第16号平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第16号平成27年度吉富町奨学金特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第17号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

について

○議長(若山 征洋君) 日程第14、議案第17号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案

は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第18号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議案第18号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第19号 平成28年度吉富町一般会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算についてであります。総務文教委員会委員長のほうに、1点、御確認させていただきたい。

こちらは意見について賛成意見がついてるんですが、質疑の中で、今の財政推移でこのまま移行すると借金財政になるのではないかと危惧していたのですが、先ほど企画財政課長が健全だと、どういうところが健全なのか具体的に示してもらわないと納得できないというような質問が入っています。これらの意見があった中で、いわゆる賛成意見が出たと思うんで、皆さんはこれで納得

されたのか、ちょっとその点1点だけお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○総務文教委員長（岸本加代子君） その質疑に対して、企画財政課長のほうから答弁がありました。その答弁の内容を言うんですかね。

○議員（2番 山本 定生君） いや、もう大体どんな感じだったのかね。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 先日、配付されました資料にもありますように、いろいろな経緯があるけれども健全財政であるというような、現在は健全財政であり、これから起債が続く可能性があるけれども、バランスをとりながらやっていきたいという答弁があり、その後は各委員が判断したものと思います。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。議案第19号平成28年度吉富町一般会計当初予算に対する反対討論を行います。

28年度当初予算は、いまだに正規職員をふやさず、臨時職員でのその場しのぎでの対応に終始し、別府団地実施設計内容はもとより、総額費用も示さず、その財政的裏づけに将来負担への内容も明示されないままに解体工事や移転などを着々と進め、議会への説明責任を果たしておらず議会軽視も甚だしい。

一方では、まち・ひと・しごと創生事業と人口増への予算づけと出産支援などの施策を行うことは大変好ましいことではあるが、それらにかかる予算規模を鑑みて、そもそもの予算配分が間違っていないか疑問が拭えない。まずは総合計画のもとの財政計画が先ではないのか、それら財政的裏づけが先ではないのか、これら将来像が見えない予算へは未来の子供たちへの禍根を残すおそれが払拭できないことから、当予算へは賛成しかねることとして反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、今回の予算には、額としては少額ですが評価できることが含まれています。それは吉富小学校用務員賃金が計上されていることです。教師がこなさなければならない雑務が多く、本来の職務、子供たちに向き合う時間が少な過ぎる、ぜひ用務員さんを置いてほしいという要望は以前からありました。私も過去にこの問題を議会で取り上げた記憶があります。今回臨時賃金ですけれども、これをぜひ正職員にすることを要望したいと思います。

今から反対の理由を述べます。

まず、1点目、昨年9月憲法違反だと反対する大きな世論の中で、自公政権は安保法を強行成立させました。安保法制下で自衛隊は海外で他国、具体的にはアメリカのために殺し、殺される役割を担うこととなります。これはまさに軍隊です。こうした中で自衛隊関連予算は許せません。

2点目。これまで長年にわたってなされてきた国保会計への2,000万円の繰り出しがなされておられません、国保会計が黒字だからという理由です。黒字になった要因の一つは、国からの支援金の増額が考えられます。高過ぎる国民健康保険税は多くの町民を苦しめています。繰り出しを続け、国保税こそ下げるべきです。

3番目は、ほ場整備関連予算が計上されております。昨年6月議会に同様の関連予算が提案された際、県の補助率が決まっておらず、したがって、町の持ち出し額もわからないということでした。今回の予算計上は、県の補助率が決まっていない以前と同様の状況のもとでなされております。ほ場整備そのものに反対するものではありませんが、こうした段階で拙速に実施のための予算を組むべきではないと考えます。

4番目は、学力テストの問題です。学力テストは子供たちと現場の教師たちを追い詰めるもので、結果公表は全国的にエスカレートしているという印象を持っています。そもそも1回のテストで子供たちの学力を判断できるものではなく、停止を求めます。

次に、債務負担行為の限度額には、平成29年4月から消費税10%に増額される、このことを前提とした額になっています。現在自民党の内部でも増額の延期が議論されていると報道されております。多くの国民が反対している中で、政府の方針を先取りするような行為は許すべきではありません。町営住宅の建設に関して、この間の質疑やさまざまな議論の中で、説明の不十分さを感じています。もっと地域住民の要望に沿い、公営住宅として身の丈に合ったものであるべきことを指摘したいと思います。

以上が反対の理由です。

反対の理由にはしませんが、一言、新規事業のマタニティBOXについて述べたいと思います。これは受け取る人のさまざまな状況を考え、内容について再考すべきことを指摘しておきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 平成28年度予算に対する賛成討論を行います。

このたびの予算には、出産準備応援事業が取り入れられています。この事業は今までなかったところに、私どもがかねてより希望していた若者支援を行ってほしいというものに応えたものであり、また委員会では、先ほど同僚議員が指摘したマタニティBOXについても、今後の取り組

みについては、我々の意見を十分聞くということを回答得ました。

そのことを評価し、また同予算には空き家活用促進事業が入っております。この件については町民の皆様より、かなり町内にも危険な空き家があるということで再三の要望を得ていたことが、今この予算におそいぐらいという気持ちがある中で、新規事業として上げられたことを私は強く評価しております。

また、この委員会と同じ内容でございますが、広報よしとみの一部カラー化、町内文化財の大規模修繕や説明看板の新設等今までになかった、この何年間非常に要望してきたことが今年度の実現されることに対して強く支持し、賛成討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。平成28年度吉富町一般会計予算についての反対討論を行います。

議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算に関して、これまでの公営住宅建てかえ事業に関しては、終戦後、住宅不足のころの住宅施策を、改革理念もなく旧態依然たる繰り返しの建てかえ計画であると言わざるを得ません。地に足のついた定住促進施策に見直すべきと考えます。

別府団地新築計画関連予算が盛り込まれているにもかかわらず、いまだに議会へは実施計画詳細を示した議論の場も設けていません。補助事業としての認定過程にも疑問が払拭できません。歳入、人口減少の将来に過大な財政負担を子供世代、子供たちに背負わせてしまう結果を招いてはならないと考えます。

ここで同僚議員に申し上げたい。議会が次年度予算案を否定しても大丈夫です。その場合、前年度予算の執行が自動的に許されるようになっているそうです。問題はありません。かたくなな執行部の態度を改め、真摯な態度で議論を迫ることはできるのです。

以上、当予算に反対するものであります。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。賛成討論いたします。

まず、本年度の予算については、子育て支援、また定住化等新しい事業もございます。これは積極的予算と見て、ほかの自治体と違って少しは町民に夢が持てる予算だと理解し、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）はい、賛成者誰かも。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、事務局へ資料提出しておりますので、動議を提出いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ただいま動議が提出されました。賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

ただいま山本議員から、議案第19号平成28年度吉富町一般会計に対する附帯決議についての発議案が提出されました。この動議は、ほかに1人以上の賛成者がありますので成立しました。

お諮りいたします。ただいま山本議員ほか1名から提出のありました議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議についての件を、この際直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号平成28年度吉富町一般会計への附帯決議についての件を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

事務局に議案の配付をいたさせます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第2号議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出者に説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。議案第19号平成28年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議。まち・ひと・しごと創生事業の一環である出産準備応援事業1人3万円の60人分、マタニティBOXを贈ることに対して、一般町税の減収、特定目的基金の減少、地方債の増加傾向と大変厳しい財政の中での人口増施策である以上は、受給対象である母子へのアンケートや内容に選択できる自由を十分配慮して、実りのある内容にて配布をと、するように求めることとして、附帯決議を提出いたします。

以上、十分注意し、慎重に取り組みられることを強く求めることと決議いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） この件に関しまして、委員会でもいろんな答弁があったと思います。それで担当課のほうから今後十分に配慮するという答弁をいただいたということを聞いていますので、附帯決議にまで持っていた趣旨をお示してください。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど一般会計の賛成意見の中で、執行部のほうがこの内容についてを考慮するというような確かな答弁はなかったと思います。決まったものを支給するというふうに断言されたのではないかと思います。ですので、これを考慮してくださいということの趣旨で附帯をつけております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありますか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番の梅津です。関係議員なので、質疑——私はそういうふうに捉えてますけどね、まあ、そういう意見も取り入れていきたいというふうに。

○議長（若山 征洋君） いや、はっきりちょっと何か、言いたいこと言ってください。

○議員（4番 梅津 義信君） ここで質疑できるんですかいね、できんの。

○議長（若山 征洋君） いや、質疑はだめ。

○議員（4番 梅津 義信君） 私はそういうふうに捉えております。

○議員（2番 山本 定生君） これは質問。（「質疑です」と呼ぶ者あり）俺に対する、これ俺に対する。（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）いい。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の一応質問を受けましたので、議員間の討論の場じゃないよね。この趣旨に対するの説明なんで、ちょっと私がこういうのも何ですが、確か「しない」ということを断言されたとは私は聞いて理解しておりますので、こういう附帯をつけております。もし私の

理解が間違えているというのであれば、この意見に対して反対していただいて結構だと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） はい。（「今まだ質疑か」と呼ぶ者あり）岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私もこの問題での委員会にいましたが、「今後は考える」ということ答弁があったので、今年度支給のものについての今回の附帯決議の内容だと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） はい、そうです、全くそのとおりです。ですから、提出をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私は、この問題について委員会でもさまざまな質疑を行い、また賛成討論もし、また先ほどのところでも賛成討論しました。それは、まち・ひと・しごと創生事業の一環でこれを始めるわけですが、今年度やってみて、それを創生の一環でありますので、上に上げて、それが政府のほうで——政府ちゅうか本部のほうで認められれば予算がつくというふうに私は認識しております。

今年度については、まずその事業をやるのが大事だと。次年度以降については先ほど申したように担当課のほうの聞いてますので、まず、ここはやるのが大事だということで、そういった意味では附帯になじまないのではないかという意見をもちまして反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。委員会でも、物品をあげると、そういう予算でしたよ。それは要するに対象者が望むものがないのではないかと、そういう意見だったんですね。しかし、そうやりましようとか、そういうふうにしましようというお話、確約はありませんでした。ですから、ぜひとも今言ったような、やるのが大事だと、そんなもんじゃなくて、

無駄にならないように、より対象者が喜んでいただけるようなものをアンケート等で調べて支給しましょうと、してはどうかということで、その附帯決議ですからね。今のようなことですので、ぜひとも同僚議員のこの附帯決議に賛成をしていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 先ほど同僚議員が述べた反対討論と同様です。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。（発言する者あり）賛成討論は。（「うのみにしちゃいかんね」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、発議2号は原案のとおり可決されました。暫時休憩に入りたいと思います。再開は11時25分からいたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第17. 議案第20号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、議案第20号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 以前から高過ぎる、担税能力を超える国保税をあらゆる努力をし

て下げるべきと主張してきました。高過ぎる国保税の主要な原因は国にあります。国の支援金の増額もあって黒字になったのなら、国保税こそ下げるべきです。一般会計からの繰り入れをやめる行為に本当に冷たい町政を実感します。任意の繰り入れの復活を求めて反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第20号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、議案第21号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 75歳以上の高齢者に「後期高齢者」などとの名称を押しつけ次々に改悪を行う、この制度そのものに反対の立場から反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第21号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第22号 平成28年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第19、議案第22号平成28年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第22号平成28年度吉富町奨学金特別会計予算について賛成討論いたします。

当奨学金は、低所得、生活困窮世帯の子供にとり、大変ありがたい制度である。現在も多数の生徒が当制度を利用し、高度教育を受けることができているかと思う。奨学金そのものは受ける子供本人の借金であり、返済に関しては見解や意見は多々あろうと思われる。

また、負担軽減に対して見直しの時期に来ているかと思うが、現行制度を利用するメリットは図りしれない。制服リユースなどさまざまな方法を検討され取り組んでいただき、教育を受けたい子供と保護者への負担を常に減らす努力と検討をされることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） そもそも、この奨学金の今年度の予算については大賛成でございます。また、本年度から生活困窮者自立促進法の拡充が始まります。ぜひ健康福祉課と教務課とが連携して、よりよい予算の使い方をお願いしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論、皆さんの意見にもう大賛成であります。一言言わせていただきたい。

返済計画の見直しをもって利用者の返金の軽減を議論すべきだと思います。ぜひとも、そのことを指摘して賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号平成28年度吉富町奨学金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第23号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第20、議案第23号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この予算書に、ここでも債務負担行為の限度額が消費税10%を想定して設定されているとのことでした。一般会計の討論でも申し上げましたが、そうした行為は改めるべきです。この問題点を指摘した上で賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第24号 平成28年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第21、議案第24号平成28年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 反対の理由を3点申し上げます。

まず、水に消費税をかけていることです。

また、先ほどから申しておりますが、債務負担行為限度額が消費税10%への増税を想定して設定されていること。さらに先日の一般質問で議論しましたが、使用料減免規定の不可抗力によるものの対象から露出配管を外すという方向性が示されました。ここにも本当に町民に冷たい姿勢を実感せざるを得ません。

以上、3点の理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第24号平成28年度水道事業会計当初予算に対して賛成討論いたします。

去る1月終盤である25日未明に起こった40年ぶりとも言われる大寒波に襲われ、町全体のインフラとしては最小限で食い止められたが、町民の多数に被害を及ぼした今回の災害に対し、その後の被害救済に関して見解や意見は多々あるかと思われるが、少なくとも我が町の職員は公僕である使命を超え、不眠不休で対応に当たっていただいたと聞く。このことに対して町民付託を受けた議会議員として、町民を代表して心より感謝を申し上げ、少ない町職員数の中、無理をされず、今後とも町のため、町民のために公務を全うしてほしいと切望して、賛成討論といた

します。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第24号平成28年度吉富町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 請願第1号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

○議長（若山 征洋君） 日程第22、請願第1号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願を議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は、採択であります。本請願は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま横川議員ほか3名から、意見書第1号子ども・子育て支援新制度に対する意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

事務局に意見書を配付いたさせます。

意見書第1号子ども・子育て支援新制度に対する意見書を議題といたします。

事務局に意見書案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 意見書第1号子ども・子育て支援新制度に対する意見書。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） それでは、意見書の提案理由を説明いたします。

この意見書案は、子ども・子育て支援新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、全ての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども、子育て支援の質、量の拡充を図るとする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進が図られることを求めるものであります。

詳細につきましては、別紙意見書案のとおりであります。よろしく御審議、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 提出議員の説明が終わりました。

これから質疑、討論に入ります。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第26号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

日程第24. 議案第27号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 次に、本日追加提案がございました日程第23、議案第26号、日程第24、議案第27号を一括議題とします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第26号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について、議案第27号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について。

以上です。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、予算案件2件について追加提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第26号は、平成27年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,109万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,119万7,000円とするものであります。

役場庁舎1階フロアの書庫の追加購入費及び国の平成27年度補正予算を活用し、福岡県において創設された福岡県結婚新生活支援事業費補助金について、本町が県に提出しておりました事業計画が採択されましたので、この事業を実施するための予算を追加提案するものであります。

歳入では、9款地方交付税1項地方交付税で569万7,000円の増、14款県支出金、2項県補助金で540万円の増、歳出では、2款総務費、1項総務管理費で1,109万7,000円の増であります。

議案第27号は、平成28年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ590万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億490万9,000円とするものであります。

行政不服審査会委員報酬、駅前チャレンジショップ店舗の下水道接続工事費、吉富あいあいセンターの臨時職員賃金を追加提案するものであります。

歳入では、9款地方交付税1項地方交付税で590万9,000円の増、歳出では、2款総務費1項総務管理費で404万5,000円の増、4款衛生費1項保健衛生費で186万4,000円の増であります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第23、議案第26号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、「第2表 繰越明許費補正」4ページ、事項別明細書、総括、歳入5ページ、同じく総括、歳出6ページ。

次に、7ページ、歳出8ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 若干内容については、いろいろお聞きはしてるんですが、ちょっと確認させていただきます。今回の備品購入費、財産管理費の中の備品購入費ですが、これは何か補助事業や助成などの対象になるのでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 対象はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第26号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第8号）に対する反対討論を行います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費18節備品購入費29万7,000円。備品購入費であるが、一つ、例えば、災害復旧のように緊急性がある場合あるいは当初予算で予算計上しようとして予算要求していたけれど、他に優先すべき事業があったため見送っていた場合やあるいは当初予算で計画に不備があつて認められず計画を提出し直す場合であれば、補正予算として計上するにふさわしいと言えますが、今回の事業はこれらに該当しません。

一つ、そもそも、この当初予算議会の最終日に、これらの予算を出してくること自体がおかしいのではないのではないか。予算の計画はどのように行っているのか。3月末までに急ぐ理由があるのか。本来なら当初予算で組むべき予算ではないのか。財政を担う執行部への計画性不備ではないのか。

以上、無計画な財政出動は厳に慎まれますように十分考えていただき、原案へ反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 賛成討論いたします。この補正予算については、まち・ひと・しごと創生事業費、新婚家庭新生活応援補助金というところがございますが、よその町よりも一歩でも、半歩でも一歩でも先に進めていただきたく、この創生事業を含めたところの予算補正に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第26号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第27号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、事項別明細書、総括、歳入4ページ。同じく総括、歳出5ページ。

次に、歳入の6ページ、歳出7ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど全協の場で説明していただいたんですけども、ちょっとよくわからない、私の頭の中でちょっと整理できない部分がありまして、チャレンジショップ排水接続工事費400万円の件なんですけれども、これを設置するに至る経緯について、特に加速化交付金ですかね。それとの関係がちょっとよくわからなかったもので、もう一度済みませんが、お願いいたします、説明。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

加速化交付金との関係ということでございますので、お答えさせていただきます。

先ほどの全協の中でも御説明させていただきましたが、実は国の平成27年度の補正予算の中で、地方創生加速化交付金というのがございまして、それにつきまして吉富町も計画書を上げておったわけでございます。

その中には、この今言いましたチャレンジショップの排水の接続工事費400万円もここに計上したわけでございますが、この3月18日でしたか、国のほうからの不採択ということの連絡がありまして、急遽このチャレンジショップの排水につきましては、年度当初に早めに実施したいというようなことがございまして、27年度の予算で組んで28年度をとというふうに考えておったんですが不採択となりましたので、これを28年度の今回の補正予算に急遽計上させていただいて事業実施をさせていただきたいということでございます。一応、加速化交付金との関係はそういうことでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今後また、その加速化交付金を申請するというふうに言われたと思うんですけども、その事業が終わった後、また申請されるということですか。どういうことなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

先ほどの全協の中で申しましたように、2次の募集があります。1次の内容そのままでは多分難しいと思いますので、内容を精査した形で2次の募集にしたいと思います。

ただ、そのときにこのチャレンジショップの排水、チャレンジショップということでのこの排水につきましても、同じく計上するような形でもう一度事業の計画を上げてみたいと思います。その辺につきましては採択されれば、そちらのほうの交付金の中でということになりますでしょうし、もしそれが通らない場合は、この一般財源というような形になるのではないかと考えてます。そこはちょっと様子を見ないとわかりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと確認ですが、今もう既にコンテナハウスが設置されておりますが、それも含めて不採択になったということでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今吉富駅のところにコンテナハウスが設置されてます。それにつきましては、国の26年度の補正で組まれたものを27年度に持ってきて、その分で吉富町も手を挙げておったものでございます。ですから、その分のチャレンジショップの設置につきましては、これは対象になったわけですが、今回の排水設備はそれとは別ものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとなかなかわからなかったんですが、要するに今度の排水設備を、先ほど説明がありましたですね。町の設備ですので、下水道設備を接続しないとちょっとぐあいが悪いということでやりたいんだと、そういう事業ですね。この400万円というのは、じゃ、今後2つぐらいコンテナハウスができるわけでしょう、予定があったと思いますが、それにも対応できる可能性があるわけですか。それちょっと、もう一つ。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

企画財政課長のほうから追加で新設するということをお話しました。その追加が採択されれば、追加で設置したいとは考えております。その際のことを考慮して、2基増設分についても排水が接続できるような形では検討は考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、同僚議員が何度も、いろいろ聞いてましたが、この地方創生加速化交付金というのが今回は不採択になったと。400万円を今回は一般財源でも見なけりゃいけなくなったと。来年もう一度これを出して見て、もしよければ、通ればもうけもんと言ったら悪いけどね、そういうことなんだろうと思うんですが。

今言われた説明でちょっと私わかりにくかったのが、2軒目つくるときにももう一度400万円がかかる、そっちを申請するのか。それとも今回使う400万円がもう一度出してみれば通るかもしれないのかということが、まず一点と。

これは本来400万円をここに出てくる予定ではなかったわけですね。その分で本来この400万円で、2店舗目を出す計画はなかったのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回400万円、この400万円は本来であれば、国の平成27年度の補正予算による加速化交付金の中にメニューとして上げとったものでございます。それとは別に、やはりコンテナハウ

スの設置、2基目、3基目のコンテナハウスの設置も同じくメニューの中に上がってございました。その今回全てが不採択となったわけでございます。

先ほど私申しましたように、2次の募集がございますので、もちろんそのコンテナハウスの2基目、3基目もあわせて排水の接続工事、この分もあわせてもう一度第2次の募集に上げてみたいと思っております。その採択の状況によりましては単費で、一般財源で事業する分も出てくるでしょうし、交付金で充当できる部分も出てくるかと思っております。そこにつきましてはちょっと採択がどういうふうになるかわかりませんので、それを待ってみたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとこの事業計画自体がどういうものじゃったのか中身もわからなくて、しかもあげくの果てに終わってしまった後に何かお金が足りなくなったというような、何か今回の補正予算というふうに見えてしまうんですが。

ちょっと、この次行きますね。保健衛生費のほうで臨時職員、これ先ほど何か病気休暇の方がまた期間延長というふうに言われたんですが、これ当初予算のこの時期に、もう既に臨時職員賃金が上がってくるというもの自体が、ちょっと若干私には解せないんですが、この方はまず第一に、有資格者である必要があるのかどうかという点が一点。

例えば、さっきの一般会計当初予算のときにも質疑で大分言ったと思うんですが、臨時職員というのは何か、今回の予算の中では大変いろいろ上がってますよね、幼保一体化施設こどもの森や放課後クラブなど。そういうところから派遣というものはできないんでしょうかね、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

ここに計上している臨時職員は、事務の臨時職員でございます、有資格者とは限定しておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） もう一つ、課長、派遣を何とか。

○健康福祉課長（上西 裕君） 派遣の御質問でございますが、先ほど申されたとおり、その部署、部署で必要な人員しか想定しておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ちょっと問いに答えてない。（「要はできないんですね」と呼ぶ者あり）もう一度。

○健康福祉課長（上西 裕君） 濟いませぬ、派遣等はできかねると思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 済みません、先ほどの排水接続工事費のことなんですけど、今便宜的に、簡易的というか操作できるようにしてあると思うんですけども、それでしばらく様子を見るというわけにはいかないんでしょうか。

ていうのが、確かにまちおこしで成功してほしいって心から願っておりますが、わからないですよ、これが。400万円というのは多額ですし、仮にこれが加速化交付金が認められたとしても、それも国のお金であって、やっぱり大事に使うべきだと思うんですね。これはしばらく様子を見るというわけにはいかないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回のチャレンジショップの設置場所につきましては、公共下水道の区域でございます。公共下水道区域にある建物、構築物から出される汚水につきましては、速やかに下水に処理しなければならないというふうになっております。そういうことから、なるべく早いうちに下水道に接続できるような必要があることから、今回補正計上させていただいたものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、今説明で下水ということなんですけど、水道は先日の本会議質疑で便宜的に今の駅の前の花のところか、あっこから使って何か通してるという話だったんですけど、水道は今回やらないんです、どうなんです。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 水道につきましても、当然汚水が当然出る、水道があるというのが前提でございますので、水道につきましては、以前本会議の中で駅の分から分水をするということで、まずは汚水は今排水されますので、まずは下水道を先にやろうということで、水道については同じように費用かかりますので、まず成功して下水道のほう接続したいなというふうに考えて、下水道の排水の設備工事を補正計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書8ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。議案第27号平成28年度一般会計補正予算（第1号）に対して反対討論をいたします。

これは提出されてから若干時間短いので、内容について若干不備な面が多々あります。今からちょっと反対討論の内容について、間違えたところがありましたら御指摘ください。

2款総務費1項総務管理費15目まち・ひと・しごと創生事業費15節工事請負費400万円、チャレンジショップ排水接続工事費400万円であるが、これはチャレンジショップ排水接続工事との説明である。今回の事業については、平成26年度予算計上600万円を繰り越しを行いつつ、1年かけて検討から選定までを行ったと説明を聞いている。

事業応募数も多数に上り、最終選考で決まったと聞く。当初は数点が開業かと思われたが、建築確認申請での事前調査ができていなかったためか、中古コンテナでの事業化ができず、新品コンテナ購入で予算消耗したために事業開始時は1件からのスタートとの説明かと思う。

事業者選定後にも、多々問題や施設設備、不備があらわれ、そのようなことから今回の加速化交付金の不採択に至ったのではないかと考えられてしまう。

今回の追加予算も本来の商売、商工を行う事業者ならば考えられない失態であり、その予算追加である。本来は商店開業までに最低でもクリアすべき内容であり、ここにも事務職である公務員が商売の基本もわからず、机上の空論かと思われる考えに終始し、みずからの厳選も与えられる側であることさえわからないままに発するミスかと思われる。

そもそも、この排水接続工事は、平成28年度予算議会の最中に次の店舗ができる際に行うような説明ではなかったかと思うが、まだ事業者が開店する前の今の時点で予算措置を行うことはどうだろうか。

当初の予算600万円、今回の400万円、直接1件に対する予算ではないが、その他経費を含めれば1,000万円を超える公的財産の財政投入での個人商店開業支援である。現在までは町内商工業者でもない、町民でもないと聞く、他市町村ではなく、吉富町で開業を始める意欲の

ある若い実業家さんであると聞き、大変楽しみで応援したいと個人的には思うことは確かだが、吉富町民の付託を受け、吉富町の財政の責任を持つ議会議員としては正直納得しかねる。

現在まで長く町のために商工を営んでくれた商工商売人に、1件1,000万円も補助助成をしたことがあるのだろうか。町民へ財政分配の公平性の観点からどうなのか。この後に町では2軒目、3軒目も予定されていると聞く。今後も後から予定外の、想定外の予算があらわれるのではと疑問を拭えない。町の財源は行政職員や時の権力者の思いつきで使っているものではない。本来の公的サービスに中心を戻して、公僕としての職務を全うしていただき、今回応募くださった事業者多数の希望者の方々へは、町内のいい立地や条件先を紹介あつせんし、駅前と同じく町有地として使うならば、フォーユー会館前や敷地内へ営利目的での利用を促進するなど、条件整備を進めることが大事ではないだろうか。

今回の補正予算の中の工事請負費に関しては、以上のことから反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。今議論の中に、計画が非常に稚拙だったと言わざるを得ないと思います、同僚議員の今反対討論の中にありました、もう一々ごもつともです。

しかしながら、ここに吉富町で新しく起業してくれる人がおって、公募した結果、今開店を——もう何日、あと2日後ですか、そういうところに控えております。控えた後に下水道工事をするなんちゅうことも大変今言ったように不備としか言いようがないんですね。担当課なりは猛省をしながら、今後の事業を進めていっていただかないといかんとお思います。

そういうことを指摘して、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論は。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 賛成討論いたします。

まず、このまち・ひと・しごと創生事業費としてのチャレンジショップ排水接続工事費ですが、こういうことのインフラ整備を行うことによって、ますますテナに希望者が募り、また創業支援という点からも駅前の活性化ということにも資すると思いますので、私は賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。それでは——梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私はもう、もろ手を挙げて賛成の事業でありましたけど、いろいろな意見を聞く中で、やはり初めの一步というのはいかにすぐれた行政マンでもしかぶることはあるのかなと思うんですけども、町が今この事業をまさにチャレンジショップ、初めの一步、

このことを議会人として応援していきたく、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。賛成討論です。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 非常にどうしたものかと（笑声）迷ったんですけれども、いろんな問題がたくさん含まれているかなと思います、同僚議員がさまざまにおっしゃいましたけど。

私も場所を考えるとときには、いいのかなと思うし、これで成功するのかなと思ったりしています。そうしたことを考えたときに、400万円というお金を投入しない方法がないものかと思ったりしますが、2店舗、3店舗目というか、前向きに町の活性化を考えると、下水道設備というのは必要かなと思いました。で、賛成します。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第27号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これもちまして、平成28年第1回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時19分閉会
